



手話奉仕員養成講座（入門課程）受講生募集

北後志地区5町村では、手話奉仕員養成講座（入門課程）を共同開催します。

入門課程では、初めて手話を学ぶ人を対象に、手話での挨拶・自己紹介・簡単な会話などをわかりやすく学習します。

期 間 5月11日（火）～10月12日（火） 毎週火曜日／午後7時～9時

会 場 福祉センター入舟分館

対象者 北後志地区に在住の16歳以上の方で手話経験のない方

参加費 無料（ただし、テキスト代として3,300円の実費負担があります）

定 員 20名程度（先着順）

申込み 3月25日（木）までに余市町社会福祉協議会へお申込みください。

問合せ 余市町社会福祉協議会 ☎22-3156



申告所得税等の申告・納付期限が延長となります

新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、**令和3年4月15日（木）まで延長**されることとなりました。

これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、次のとおり延長されることとなります。

●申告期限・納付期限

税目	当初	延長後
申告所得税	令和3年3月15日（月）	令和3年4月15日（木）
贈与税	3月15日（月）	
個人事業者の消費税	3月31日（水）	

●振替日

税目	当初	延長後
申告所得税	令和3年4月19日（月）	令和3年5月31日（月）
個人事業者の消費税	4月23日（金）	5月24日（月）

確定申告会場については、レイアウト・運営方法を昨年とは大幅に見直しており、換気・消毒・距離確保といった感染症対策や時間指定の入場整理券の導入等により三密回避を徹底することで、安心してご相談いただける環境整備を進めております。

また、申告や相談に当たっては、ご自宅等からもe-Taxや電話相談・チャットボットをご利用いただけますので、感染症対策の観点からも是非ご利用ください。

問合せ 余市税務署 ☎22-2093